

## 第67回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月25日から26日の2日間、鹿児島県・城山観光ホテルを会場として、全国私立学校審議会連合会第67回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、楠元洋子部会長及び福元紘副部会長の進行、助言者に岡本比呂志全専各連副会長、秋葉英一全専各連理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

### **第1専門部会（専修学校・各種学校関係）**

#### **1. 専修学校の単位制・通信制の導入に係る取組み・審査基準の改正状況について**

提案支部より、改正された専修学校設置基準における、専修学校の単位制・通信制の導入に係る取組み・審査基準の改正状況について、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

通信制導入に対する具体的な情報が少ないため、全国の認可状況を見つつ、審査基準の策定、変更を行う予定であるとの意見が出された。

都道府県ごとに違った審査基準でよいのか、共通のルール作りが必要なのではないかとの意見が出された。

都道府県ごとの許認可の基準に大幅な差異が出るのは好ましくないとの意見が出された。

今後審査結果を審査基準に反映させながら、よりよい審査基準に形作っていくことが望ましいとの意見が出された。

専修学校は現在、指定養成関係の一部の国家資格について、正規課程とは別に、附帯事業による通信制が行われており、平成22年4月時点で42,000名の在籍者数を有している。しかし、正規課程と違って消費税が課税されるなど、学ぼうとする学生に不利益が生じている。これは、専修学校の立派な実績でもあるので是非正規課程として、通信制を実施していく道筋を示してほしいとの意見が出された。

#### **2. 専修学校の通信制の学科の認可について**

総会資料（P.54）別表3にある通信制の学科に係る教員数に一部誤りがあり、文部科学省に対して該当箇所の訂正を依頼中であることが報告された。

通信制の学科の認可については、今後他県の事例を見ながら検討していきたいとの意見が出された。

### **（まとめ）**

専修学校の通信制導入に係る取組み・審査基準の改正状況については、今回の調査の結果、単位制では11県、通信制では12県が検討中であると報告された。また、今後通信制を審査・認可する都道府県が出てくれば、認可までのプロセスを審査基準策定の参考事例とすること。そのためには全審連として各都道府県における通信制の審査・認可状況調査を実施し、審査基準を早期に整備することが必要であることも、確認された。